

令和4年7月農業委員会定例会議事録

日時	令和4年7月20日(水)午後1時30分～午後2時13分
場所	さぬき市役所 3階 301、302会議室
	議事録署名委員の指名について
日程第1	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1号)
日程第2	非農地証明願いについて (会長提出議案第2～4号)
日程第3	農地法第4条に基づく申請審議について (会長提出議案第5号)
日程第4	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第6～8号)
日程第5	農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第9号)
日程第6	その他
出席委員	2 吉原博美 17 芳竹和政 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 間嶋正憲 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 4 蓮井セツ子(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)
欠席委員	1 楠 豊 3 朝倉重弘
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳主査 藤川英祐主任主事
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	三好幸信農地集積専門員 猪熊正農地集積専門員
傍聴者	なし

事務局

ご案内を申し上げました時刻がまいりました。令和4年7月農業委員会定例をただいまから開会致します。議事進行につきましては、松原会長のほうでよろしくをお願いします。

議長（会長）

皆さん、こんにちは。暑さが厳しい折、いかがお過ごしでしたでしょうか。先日の県内研修にご参加いただきました各委員さんにつきましては、大変お疲れさまでございました。都合で参加できなかった皆様には、今回できなかったのは残念と思いますが、次回、県外、県内研修には時間の許す限りご出席していただきたいと思います。

さて、今年は例年に比べ梅雨が早く明けたので、暑さが大変厳しくなっておりますが、日射病等にかからぬよう、無理せずにお気をつけていただきたいと思います。来月からは農地利用状況調査、農地パトロールが始まりますが、これから夏本番になって暑くなりますので、水分と塩分を補給しながら、体にくれぐれも自愛いただきまして、農業委員会活動をしていただきたいと思います。

さて、本日の議題であります各案件につきましては、円滑なご審議ができますよう、ご協力のほどよろしく願いして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

なお、本日提案致します案件につきましては、事前に各地区で現地確認等、調査していただいていると思われますので、よろしくお願い致します。

さて、本日の出席は17名中2名の欠席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、過半数の出席ですので成立することを宣言いたします。

では、議事録の署名委員ですが、私のほうから指名させていただきます。7番間嶋委員さん、8番大塚委員さん、両委員さん、よろしくお願い致します。

では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。

日程第1 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号を議題とし、上程致します。

では、事務局より説明を求めます。

事務局

それでは説明させていただきます。今回の3条の案件は1件ございまして、面積にして188㎡の1筆です。議案書1ページでございます。

会長提出議案第1号についてご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和4年7月1日。譲渡人、●●●●●の●●●●様、譲受人、●●●●の●●●●様。申請地が●●●●●番、台帳地目、現況地目ともに田、地積は188㎡。譲渡人の申請事由は労力不足、譲受人の申請事由は経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は10,433.14㎡、受人従事数は1人となっております。資料と致しましては1ページになります。

申請地はさぬき市●●、●●、●●●●●●●●●●の南東約120mに位置し、譲受人については、申請地周辺にも農地を所有し、経営面積の保全管理も行っております。

農地法第3条に基づく申請審議についてのご説明は以上となります。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

岡村義弘委員

それでは1号議案について報告します。地図を見たら分かるんですけど、上が北と見た場合に、下、南のほうの方が下がっていると思うんです。これは道幅、本当は60センチあるところで、家屋との間に野菜畑が広がったんで、田へ入るのにも機械が踏んで入るので、もう今までずっといざこざが何

から40年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料6ページ、7ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●から北東へ約200mに位置しております。申請地は令和3年に相続されております。当該申請地は昭和53年に近くにあった自宅を処分したため耕作放棄となり、周辺の山林に浸食され山林化しました。また、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地赤判定と確認されています。位置図は資料6ページ左側、写真方向図は資料7ページ左側、現況写真は資料7ページ右側になるのでご確認ください。

説明は以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願いします。

松岡浩二委員 7月15日に全員で現地確認を行いました。この写真のとおり、本当に山林化された状況になっております。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

大塚ノブ子委員 議案第3号についてご報告致します。私たち7月16日に現地確認を行いました。そばまで行ったんですけども、大きな雑木がもう山いっぱいに生えていて、そばへ近寄り難かったです。それで、誠に申し訳ないんですけど、池の向かいからこの地を見させていただきました。皆さん、これは山だわという声でした。それで、私たちは山林と判断しました。よろしくご審議いただきたいと思います。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員 報告します。第4号議案ですが、7月17日、全員で確認に参りました。もう草がぼうぼうとしておりまして、中に入れる状態ではないようなところで、ヘビやいろんなものがおるかもわからないので、遠くから確認しました。別に問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。
議案第2号から第4号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。ございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第2号から第4号につきましてお諮りします。議案第2号から第4号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第2号から第4号を原案のとおり認めることと致します。
続きまして、日程第3 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第5号を議題とし、上程致します。
それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。今回の4条の案件は1件ございま

ころも、ここ、これでも田だとなつとるんですけど、今、現況ではもう花崗土を入れて雑種地に近いような状況ですので、草もぼうぼうで、行っても区別が分からないんですけど、雑種地と宅地ということで、農地法はもうちょっとあれかと思うので、みんなが言うんではもう、田というたつてもうこの現況がそれでは、用水路のほうも雑草で分からんけど、もうこれでええでないかということです。

議長（会長） 続きます、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

十川隆行委員 第7号議案です。これも宅地を建てて進入路ができてなかったと、道を作った土地が畑やったという感じのようです。致し方ないかなと思います。よろしくをお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員 第8号議案ですが、道沿いにパイプハウスのようなものが建っておりまして、農地というか農作業用の資材なんか置いてありました。事務局の言うとおりですので、道のすぐ横で、駐車場もなく、その隣の家の人所有権移転ということで、仕方ないだろうということでした。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第6号から第8号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。ございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第6号から第8号につきましてお諮りします。議案第6号から第8号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第6号から第8号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きます、日程第5 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第9号を上程致します。

なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の6番から25番が●●委員さんの関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

では、事務局より説明を求めます。

事務局 会長提出議案第9号についてご説明致します。

農地の貸し借りについての説明で、議案書の5ページから6ページの説明となります。個人が2件、法人4件、中間管理機構9件の合計15件となっております。15件のうち新規11件、再設定4件となっております。15件のうち賃借権が6件、使用貸借権が9件となっております。賃借権の内訳としまして、25万6,119円が1件、5,000円が4件、2,000円が1件となっております。期間は、10年6件、6年8件、5年1件となっております。

続きます、農業委員さんの案件を除いた農地中間管理事業対象農用地等総括表の6件についてご説明致します。A3のこちらの用紙をご覧ください。

貸付先は、個人5件、法人1件となっております。設定する権利等の種類

は、賃借権4件、使用貸借権2件となっております。期間は6年6件となっております。利用内容は、麦、飼料用作物、露地野菜の作付となっております。

以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては、案件も非常に多いので一括して質疑に入りたいと思いますので、質疑等がある場合は整理番号を指定の上、ご発言願います。ございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の6番から25番を除く議案第9号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり認めることと致します。
続きまして、●●委員の関係議案である農地中間管理事業対象農用地等総括表の6番から25番の審議に入ります。
それでは、●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長（会長） では、事務局より説明を求めます。

事務局 農業委員さんの案件で、農地中間管理事業対象農用地等総括表について20件で、貸付先が法人20件、設定する権利は使用貸借権3件、賃借権17件となっております。期間は、10年12件、6年8件となっております。利用内容については、麦、飼料用作物、露地野菜の作付となっております。
以上です。

議長（会長） 説明が終了致しました。質疑等はありませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり承認致します。
退席されている●●委員の再入場を認めます。

(●●委員 着席)

議長（会長） 本日上程の議案については以上ですが、日程第6 その他で事務局ありませんか。

事務局 それでは、事務局から、まず、農地所有適格法人が、事業等の状況が●●●●●●●●から提出されておりますので、その内容について担当のほうからご説明させていただきます。お配りしています資料をご覧くださいと思います。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

お手元のクリップ留めの、A4の用紙3枚で留めている「農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）」と書いてある資料をご覧ください。

●●●●●●●●●●という法人が、代表取締役である●●●●様個人で所有している農地を法人として取得するために、農地法第3条の申請をしたいという申出というか相談があります。法人としての農作業の実績と致しましては、令和3年度にさぬき市で7,874㎡、●●市で7,154㎡の田で作業受委託で麦及び水稻を耕作しており、本年度についても継続しているという状況です。

なお、さぬき市においては、●●●●●●●●で麦、●●●と●●の境界付近なんですけど、ここで水稻を耕作しているという状況であります。

お配りしている資料の3枚目になるんですが、この3枚目の農業経営改善計画認定書、この認定書のとおり、こちらはさぬき市ではなくて香川県から、●●市、さぬき市、●●●●市、●●町の4市町で農業経営改善計画の認定を受けている法人であります。

●●●●●●●●●●が農地をさぬき市で取得するためには、さぬき市で農地所有適格法人として認められる必要がございますので、農業委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思います。

議長（会長）

十河委員さん。

十河道夫委員

これ認定日が令和4年3月1日になつとりますね。認定の有効期間が9年2月28日まで。認定に関わる関係市町村名が、●●、さぬき、●●●●、●●町。さぬき市でこれは、県のほうから問合せ等、こういう申請が出ましたけどオーケー出しましたよとか、そういう問合せがあったかどうか確認したいです。

事務局

香川県の認定に当たりましては、所管課であります、さぬき市でいいますと農林水産課になるんですけども、照会が来ておりまして、その照会に基づいて意見を出しているような状況でございます。

なお、ほかの●●とか●●●●、●●町についても同じような状況やと思います。

十河道夫委員

照会が来てるだけで、農林水産課はオーケーを出したということでしょうか。

事務局

照会が来て、状況、農地、今、来た当時の農地を見て判断されておると思っています。

十河道夫委員

ということは、認定されているということで理解したらいいんでしょうか。

事務局

認定についてはされておると。市町の意見を聞いて、香川県は認定したというふうになっております。

十河道夫委員

じゃ、農業委員会のほうに問合せ等はなかったということですね。

事務局

県の認定については、直接農業委員会には来ていません。市長部局だけの判断ということになっております。

十河道夫委員

ちょっと不思議なんですけど、農業委員会に認定を求めてくるんやったら何か分かるような気がするんですけど、農林水産課でイエスカノーかという質問をしたら、担当者もイエスと言わざるを得ないんじゃないかなと思っ

て、ちょっと不思議な気がするんですが。

議長（会長）

これは農林水産課経由で来ておるので、農業委員会は全然ノータッチやったんです。初めてこれ知ったわけなんです。これではいかんじゃないかいうて後から言うても、もう既に県は許可してるんで。現地を見に行っただけですけど、現地は去年作ったところを見たら、一応、麦は作ってたですわ。ほんで、ほかのほうのは別に荒らしてなかったから、農林水産課はまず適正でないかいう診断をして県へ報告したそうです。

これ、いつ知ったんかな、農業委員会は。

事務局

今月です。この期です。

議長（会長）

農業委員会が知ったのは、この定例会の案件を出す頃になって分かったんです。全然ノータッチやった。農林水産課へ詰め寄ったんですけど、農林水産課はもう出した後で、何も撤回もできんような状態だった。あと、きれいに作ってくれるだけを祈るだけです。

事務局

地元の農業委員さんと推進委員さん、●●の方なんですけど、お聞きしますと、これ以外のところでも何か作業受委託されて、麦とかきれいに作るといってお話は聞いておりますけど。

議長（会長）

それで、先週の土曜日に●●地区の推進委員の●●●さんから連絡があって、会長、ちょっと現地見てくれいいうので、私と職代の●●さんと●●●さんと3人で現地を確認したら、去年作ったところは一応きれいに作ってたから、まあこれだけ作ってくれるんやったら構わんのではないかいうような結果になったんですけど。

だから、これまだその近所のほうで借りるとかいう話が出るから、借りるときに1回ヒアリングはしようとは思ってるんです。それだけしかもう農業委員会は打つ手がなかったんです。既にもう済んどったから。以上なんです。

十河道夫委員

分かりました。

議長（会長）

ほかにございませんか。
農地集積専門員の方、何かありませんか。

農地中間管理
機構

ありません。

議長（会長）

以上をもちまして、令和4年7月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議ありがとうございました。

（ 2時13分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・非農地証明願いについて
賛成委員・・・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 7番

署名委員 8番